

1. 労働安全衛生法に関連する資格

No.	名 称	種別	適用範囲（業務範囲）	資 格 要 件	関連法規
1	総括安全衛生管理者		建設業においては常時100人以上の労働者を使用する事業場 安全管理者・衛生管理者を指揮し安全衛生業務を統括管理する	当該事業場で、その事業の実施を統括管理する者（所長）	安衛法 第10条 安衛令 第2条 安衛則 第2,3条
2	安全管理者		建設業においては常時50人以上の労働者を使用する事業場 常時300人以上使用の場合は少なくとも1人以上は専任安全に衛生係わる技術的事項を管理する	1) 大学・高専で理科系卒業後3年以上の安全実務経験 2) 高校理科系卒業後実務経験5年 3) 厚生労働大臣が定める者	安衛法 第11条 安衛令 第3条 安衛則 第4-6条
3-1	衛生管理者	1種 2種	事業所の規模により選任 50～200人 1人 201～500人 2人 501～1000人 3人 1001～2000人 4人 2001～3000人 5人 3001以上 6人 1001人以上は少なくとも1人は専任	指定業種は第1種衛生管理者免許、もしくは衛生工学衛生管理者免許、又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント 指定業種以外は第2種免許でよい	安衛法 第12条 安衛令 第4条 安衛則 第7-12条
3-2	衛生工学衛生管理者		501人以上でかつ有害業務に30人以上の場合は衛生工学衛生管理者を選任させる		
4	安全衛生推進者		常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場	1) 大学・高専卒で経験1年 2) 高卒で経験3年 3) その他経験5年	安衛法 第12条-2 安衛則 第12条-2-4
5	産業医		常時50人以上の労働者を使用する事業場 常時1000人以上、一定業務に常時500人以上使用する事業場は専属	産業医	安衛法 第13条 安衛令 第5条 安衛則 第13-15条
6	統括安全衛生責任者		同一場所で元請け下請け合わせて常時50人以上の労働者が混在する事業の特定元方事業者（ずい道等、圧気工法又は一定の橋梁建設の場合は30人以上）	当該場所においてその事業の実施を統括管理する者	安衛法 第15,30条 安衛令 第7条 安衛則 第18条-2, 第20条

1. 労働安全衛生法に関連する資格

No.	名称	種別	適用範囲（業務範囲）	資格要件	関連法規
7	元方安全衛生管理者		同一場所で元請け下請け合わせて常時50人以上の労働者が混在する事業の特定元方事業者（ずい道等、圧気工法又は一定の橋梁建設の場合は30人以上）統括安全衛生責任者の指揮の下に労働災害防止のための技術的事項を管理する	1) 大学・高専で理科系卒業後3年以上の安全実務経験 2) 高校理科系卒業後実務経験5年 3) 厚生労働大臣が定める者	安衛法 第15条-2 安衛令 第7条 安衛則 第18条 -3-4,20
8	安全衛生責任者		上記の場合で統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人が選任する	統括安全衛生責任者に同じ	安衛法 第16条 安衛則 第19,20条
9	店社安全衛生管理者		建設業に属する事業の元方事業者で統括安全衛生責任者を選任した場合で、一つの場所で作業する労働者の数が常時つぎの場合に設置する。 ずい道工事 20～29人 圧気工事 20～29人 橋梁工事 20～29人 S・SRC 建築工事 20～49人	1) 大学・高専卒で3年以上の建設工事の安全衛生実務経験 2) 高校卒で同じく5年以上の実務経験 3) 8年以上の実務経験 4) 厚生労働大臣の定める者	安衛法 第15条-3 安衛令 第7条 安衛則 第18条 -6~8,20
10	電気取扱者		充電回路、もしくは充電回路の支持物の敷設、点検、修理、充電部分が露出している開閉器の操作	特別教育修了者	安衛則 第36条-4
11	アーク溶接作業者		アーク溶接機の使用	特別教育修了者	安衛則 第36条-3
12	ガス溶接作業主任者		アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断、又は加熱の作業	ガス溶接作業主任者免許	安衛法 第14条 安衛令 第6条-2 安衛則 第16条
13	ガス溶接技能者		可燃性ガスおよび酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	上記資格を有する者か、 ガス溶接技能講習修了者	安衛令 第20条 -10
14	研削砥石取替作業者		研削砥石取替又は取替え時の試運転	特別教育修了者	安衛則 第36条-1
15	玉掛け作業者		制限荷重が1トン以上の揚荷装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛け業務	玉掛け技能講習修了者	安衛令 第20条 -16
			つり上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務	上記資格を有する者か、 特別教育修了者	安衛則 第36条 -19